

飯塚市農業振興地域整備計画の策定について

1. 農業振興地域整備計画とは

おおむね 10 年を見通し、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画です。（都道府県知事との協議が必要）

2. 事業目的

農業振興地域の整備に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定により、おおむね 5 年ごとに現況及び将来の見通しについて基礎調査を行うものとされているが、合併後新市となってから一度も当該基礎調査を行っておらず、また農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて「市町村合併により、一の市町村に複数の市町村整備計画が存在する場合には、速やかに市町村整備計画の統合を行うことが望ましいこと」とされており、合併後既に 10 年以上経過しており、早急に統合する必要があることから平成 30 年度から令和 2 年度の 3 か年かけて実施しております。

3. 農業振興地域整備計画策定状況

	旧飯塚	旧穂波	旧筑穂	旧庄内	旧穎田
計画策定年度	昭和49年 3月25日	昭和49年 5月31日	昭和49年 5月31日	昭和49年 5月31日	昭和49年 8月13日
計画見直し 年度	平成6年 10月12日	平成5年 12月9日	平成元年 10月24日	平成8年 2月16日	平成10年 5月26日
	平成18年 1月11日	平成16年 4月5日	平成7年 9月28日	平成16年 1月22日	

4. 計画策定の基本方針

- 旧 1 市 4 町で異なった農用地区域の管理方法の統一化
- 最新の土地台帳を用いた地番の整理
(例：農地の分筆、合筆等により指定地番と不一致した地番の調査)
- 現に農用地区域として指定している土地については、原則として継続して指定します。ただし、基礎調査の結果、下記の農用地区域は除外、編入を検討します。
 - ・集団化していない農地（連たん性のない農地・狭小農地等）の除外
 - ・現況が森林原野化した農地の除外
(ただし、全てを除外するのではなく、山際で荒廃の程度が大きく、除外することで周辺の農地に支障がない場合に限る)
 - ・公共事業により道路等となった農地の除外
 - ・農業用施設等の編入

○基礎調査資料（資料2）・・・平成30年度実施

農振法の規定により、おおむね5年ごとに現況及び将来（概ね10年）の見通しについて基礎調査を行うものとされており、各種統計調査資料の収集・整理、アンケート調査、除外対象農地の現地調査結果を資料に反映している。

○計画書（資料3）・・・令和元年度実施

- ・基礎調査資料（案）に基づき計画書（案）を作成
- ・農用地利用計画の策定（P1～5、別記資料）

農用地として利用すべき土地の区域（農用地区域）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定める

5. 農用地区域策定の結果

基本方針に基づき、現地確認を実施し下記の対象農用地を策定する。

区分	変更理由	面積 (ha)
除外	集団化していない農用地	4.02
	森林原野化した農用地	117.04
	公共用地に転用された農用地	2.86
	具体的転用計画に基づく農用地	0.14
	除 外 計	124.05
編入	農業用施設用地	1.55
	農業用施設用地（樹園地）	0.55
	編 入 計	2.1

※端数処理のため、各区分の計に差が生じる。

6. 農用地利用の方針（資料3 P4～5）

農用地等として利用すべき土地の区分である農用地区域の設定、区域内土地ごとの農業上の用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地）の設定を行う。

【農用地区域面積】

	農 地	採草放牧地	農業用 施設用地	計	森林・ 原野等
計画策定前	2,138 ha	37 ha	13 ha	2,188 ha	37 ha
計画策定後	2,024 ha	28 ha	15 ha	2,067 ha	37 ha
増減	△114 ha	△9 ha	2 ha	△121 ha	0 ha

7. 今後のスケジュールについて

- ①令和3年1月中旬・・・福岡県へ意見照会（関係機関の意見書添付）
- ②令和3年1月下旬・・・公告縦覧、異議申立期間（福岡県の意見書回答後）
- ③令和3年3月上旬・・・福岡県知事へ協議文書発送
- ④令和3年3月中旬・・・同意後、計画決定公告（福岡県知事の同意後）